

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第28号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「規則」を「当該子を養育することができるものとして規則」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第10条の4第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第10条の5中「及び第4号」を「から第5号まで」に改める。

第10条の7第1項に次の1号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の  
監護対象者等でなくなった場合

第10条の8中「第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第15条第1項第2号中「期間。」を「期間」に改め、同号ただし書を削る。

第16条第1項第3号中「、子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれると  
される者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同項第8号中「以外の親」の  
次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立につい  
て家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場  
合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規  
定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁  
組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親  
である者(同法27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁  
組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限  
る。)を含む。)」を加える。

第17条第1項中「者であつて職員と同居しているもの」を「者(第2号に掲げる者にあ  
つては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第3項及び第4項を次のよう  
に改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期  
間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者に申し出ることによ  
り行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出  
による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指  
定期間を指定するものとする。

第17条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間

を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき事項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に申し出なければならない。

- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第17条の次に次の2条を加える。

第17条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までに連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第17条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第22条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「以上の期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間)」を加える。

第23条第2項中「又は介護休暇」の次に「、介護休暇又は介護時間」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)

2 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年条例第 号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第2項に規定する職員の申出は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第11号)第15条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを任命権者に申し出ることにより行わなければならない。

- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成28年改正条例第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、施行日から第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以降の申出の期間」という。)又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり、この規則による改正後の寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以降の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 7 第2項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。